

町・県民税の申告相談

町 県民税の申告相談が2月16日(木)から始まります。申告期限は3月15日(水)ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

町・県民税申告相談日程表

申告会場：役場6階会議室
受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

相談日(曜日)	地区	対象区	
2月16日(休)	折原	上郷・折原下郷・上平下小路・立原	
17日(金)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪	
19日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合がつかない方等)	
20日(月)	用土	用土6・7・8・9・10	
21日(火)		用土1・2・3・4・5・11・12	
22日(水)	男袈	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里	
23日(木)		上郷南・上郷北	
24日(金)	全地区	下郷・塚越	
26日(日)		町内全地区(平日に都合がつかない方等)	
27日(月)	男袈	赤浜	
28日(火)		牟礼・今市・中郷	
3月1日(水)	市街地・西部	茅町・花町・六供	
2日(木)		本町・中町・栄町・武町・金尾・風布	
3日(金)	西部	本宿・末野2・3・4	
6日(月)		常木・菅原	
7日(火)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園	
8日(水)		木持・上の町・内宿・関山	
9日(木)	桜沢	上の原・露梨子	
10日(金)		本村・岩崎・中小前田	
13日(月)	全地区	山崎・南飯塚・上組	
14日(火)		町内全地区	
15日(水)			

※受付時間外は相談を受けることはできませんのでご注意ください。
※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日に
お越しください。
※所得税および復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする
必要はありません。

すべてお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。源泉徴収票がない場合は、支払者から再発行を受けてください。

医療費控除を受ける方

医療機関ごと、かかった人ごとの領収書の合計額を明細書にまとめてからお越しください(生命保険や社会保険等によって補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください)。明細書が作成されていないと申告ができません。なお、インフルエンザ等の予防接種、治療に つながらない検査、美容目的の医療や文書代等は医療費控除の対象となりませんので算入しないようご注意ください(明細書は本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」の4頁にあります。また、同様の書式であればパソコン・手書き等で自作したものも使用できますが、パソコン等で自作したものは印刷してお持ちください)。



事業所得(営業・農業)や不動産所得がある方

事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成したうえでご相談ください。収支内訳書が作成されていないと申告ができません。

平成28年中に所得がなかった方

次に該当する方等は、申告が必要な場合があります。

- 所得証明書や課税証明書等が必要な方
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入している方
- 児童手当を受給している方およびその配偶者
- 児童扶養手当を受給している世帯の方
- 保育所入所世帯の方
- 町営住宅に同居している方
- 国民年金の免除を受ける方
- 自立支援医療の対象となる方
- 私立幼稚園就園奨励費・就学援助費を受ける方
- その他医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方

問い合わせ/税務課(2581・2121内線154・156)へ。

申告相談に必要なもの

- 印鑑(朱肉を付けて押すもの)
- 給与や年金の源泉徴収票の原本(複数ある場合は、すべてご持参ください)
- 事業および不動産所得がある方は、収支内訳書(収支内訳書が作成されていないと申告できません)
- 各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受け取る方は、その控除証明書
- 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と明細書(明細書が作成されていないと申告できません)
- 寄附金控除を受ける方は、領収書等の証明できるもの
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
- 税務署から申告書、申告のお知らせのがきが送られてきた方は、その申告書、はがき
- 還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- 本人確認書類(本誌9頁をご覧ください)

町の申告会場では受け付けられない申告

所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は、対象年の中すべての所得(給与、年金等がある方はそれらも含む)を税務署で申告してください。

- 譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)、先物取引があった方の申告
- 損失・損益通算等の申告
- 青色申告
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で平成28年入居の方および入居2年目以降で連帯債務がある方の申告
- 外国在住の方を扶養親族とする申告
- 死亡した方の申告(準確定申告)
- 申告書の本人控に受付印が必要な方
- 過年分(平成27年分以前)の申告

税務課からお願い

申告期間中は、担当職員全員が申告会場へ出向いていますので、申告相談は申告会場でお願います。所得金額を証明できるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成28年の中のものについて

マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認が必要になります!

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入に伴い、平成28年分確定申告書や平成29年度住民税申告書の提出の際には、申告義務者のマイナンバーおよび控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載が必要となります。

また、マイナンバーの記載された申告書の受付に当たっては、本人確認(番号確認および身元確認)が義務付けられていることから、次の書類の提示、または写しの添付が必要となります。

本人が申告書を提出する場合

番号確認書類

- ①マイナンバーカード(裏面)
- ②マイナンバー通知カード
- ③住民票(マイナンバーが記載されたもの)等

※①～③のいずれかの写しの添付、または提示

代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認書類(写し可)

- ①本人のマイナンバーカード(裏面)
- ②本人のマイナンバー通知カード
- ③本人の住民票(マイナンバーが記載されたもの)等

※①～③のいずれかの写しの添付、または提示

代理人の身元確認書類

- ①代理人のマイナンバーカード(表面)
- ②代理人の写真身分証明書(運転免許証等)

※①、②のいずれかの写しの添付、または提示

代理権確認書類

- 委任状等(原本添付)